

小林市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年3月18日

小林市監査委員	畠中 光男
小林市監査委員	貴嶋 憲太郎

財政援助団体等に関する監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2. 監査を実施した監査委員

小林市監査委員 畠中 光男

小林市監査委員 貴嶋 憲太郎

3. 監査の対象

令和5年度における財政援助団体及び指定管理者の中から、1 補助金、1 交付金、1 指定管理者を抽出した。

◎ 監査の対象とした補助金、交付金

	補助金、交付金名	補助、交付額(円)	所管部課名	
1	商工、観光等振興補助金（北きりしま田舎物語推進協議会）	1,472,000	経済建設部	商工観光課
2	きずな協働体活動交付金（すきむらづくり協議会）	2,641,363	須木庁舎	地域振興課

◎ 監査の対象とした公の施設に係る指定管理者

	施設名	指定管理者名	委託料(円)	所管部課名	
1	野尻町高齢者活動促進施設	有限会社 のじり農産加工センター	5,000,000	野尻庁舎	地域振興課

4. 監査の実施期間

書類審査 令和6年11月12日～令和7年3月18日
所管課ヒアリング 令和6年12月19日～令和6年12月20日

5. 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 補助金、交付金（以下「補助金等」という。）

- ① 補助金等対象事業は、目的に沿って適切かつ効果的に行われているか。
- ② 補助金等の交付及び確定事務は、適切に行われているか。
- ③ 補助金等に係る会計経理は、適正に行われているか。
- ④ 補助金等対象事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。
- ⑤ 補助金等交付団体に対する指導及び監督は、適切に行われているか。

(2) 指定管理者

- ① 施設の管理運営は、関係法令、基本協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているか。
- ② 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ③ 施設の管理に係る会計経理は、適正に行われているか。
- ④ 指定管理者への指導及び監督は、適切に行われているか。

6. 監査の方法

(1) 補助金等

監査に当たっては、交付決定の決裁原議書、実績報告書及び確定の決裁原議書、現金出納簿、領収書等の証拠書類の提出を求め、書類審査を行うとともに、所管課の課長等から説明を聴取した。

(2) 指定管理者

監査に当たっては、指定管理者基本協定書、指定管理者事業報告書、モニタリング評価票、利用許可申請書、管理日誌等の関係書類の提出を求め、書類審査を行うとともに、所管課の課長等から説明を聴取した。

7. 監査の結果

監査の対象とした補助金等に関する一部の事務については、補助金等を返還すべきものや、交付団体の会計経理及び事務処理については是正又は改善すべきものが見られたので、必要な措置を講じられたい。

補助金等の交付は、市に関わる税金をはじめとする公金により実施されるもので、補助目的や補助対象経費を明確にする必要がある。今回、交付団体において提出された実績報告書で、補助金等の経理が不明確なもの、補助対象経費と補助対象外経費が明記されていないもの及び年度区分に係る会計経理の不備が見られた。所管課においては、補助金等の交付決定、交付確定時に提出された書類の整合性、交付申請書や実績報告書、領収書等により整理がされている

のかを十分に精査されたい。

また、交付団体が市から受託した契約業務において、市長の承認を得ずに第三者に請け負わせていたものが見られた。所管課においては、交付団体へ契約内容を遵守するよう指導されたい。

指定管理施設に関する業務について、所管課は指定管理者制度導入が効果的、効率的な運用であるかを様々な観点から検討し、適切に実施されたい。事業統括課である企画政策課においては、指定管理者制度開始から20年以上が経過していることから、市全体の指定管理業務が現在の運用で問題はないのか、見直し等の必要はないのかを十分に検証し、今後、より適切な指定管理者制度の運用を図られたい。

各監査結果については、次のとおりである。

なお、軽微な事務上の誤り等については、口頭で改善を要望したので、記述を省略する。

◎ 補助金等について

(1) 商工、観光等振興補助金（北きりしま田舎物語推進協議会）

○ 目的

体験型・滞在型観光の推進を図るため、事業の運営に要する経費の一部を助成する。

○ 指摘・要望事項

① 補助金の確定事務において、補助金の確定額に影響を及ぼすものではないが、収支決算書と会計帳簿の内容に相違が見られた。また、協議会規約第11条に規定のある予算、決算の承認がされていないにもかかわらず、補助金の実績報告書が提出されていた。補助金申請書、補助金実績報告書の提出は、総会で承認後に提出されたい。

② 支出事務において、事務局員の私費による立替払が見られた。今後は、協議会規約第25条に規定されている手持現金で対応されたい。

③ 事務局員の給与の支給事務において、補助対象経費及び業務区分の整理が不十分なものが見られた。

④ 旅費の支給事務において、個人にポイントが付与されているものが見られた。

クレジットカード決済の利用により個人にポイントが付与されることは、公金を扱うことで個人的な利益を得ることであり、不当利得の疑念を持たれるおそれがある。

所管課においては、補助金の実績報告の受付時に提出された書類を十分に精査するとともに、交付団体への事業に関するヒアリングの際には金銭等の管理方法の把握を行い、適切な指導をされたい。

(2) きずな協働体活動交付金（すきむらづくり協議会）

○ 目的

地域住民自らが持続可能な地域づくりに取り組むために必要な経費に対し、交付金を交付する。

○ 指摘・要望事項

- ① 協議会の出納事務において、予算執行伺書兼支出調書に領収書の添付がないものが1件、協議会の規約に規定のない経費の支出が3件見られた。また、「一般社団法人すきむら」との経費の区分が不明確なもの及び対象経費に対象外経費が含まれているものが見られた。
- ② 協議会が市から受託した契約業務において、市長の承認を得ずに第三者に請け負わせていたものが見られた。

きずな協働体活動交付金は、地域課題の把握と解決、住民、地域団体とのネットワーク化、地域の情報共有等、地域づくりを支えるための交付金である。所管課においては、団体の予算の執行に当たり、交付金事業と自主事業及び協議会が請け負った契約業務についての執行状況等の精査、領収書等の証拠書類の整理状況を事業統括課（地方創生課）が作成している「小林市きずな協働体事務処理要領」に基づき、交付金の使途の正当性を厳正に精査し指導されたい。

◎ 公の施設に係る指定管理者について

(1) 野尻町高齢者活動促進施設

○ 設置目的

高齢者等の生きがい発揮促進対策として、農畜産物の付加価値を高めるための加工品の製造及び特産品の開発並びに伝統的郷土加工品の継承を行うことを目的とする。

○ 指摘・要望事項

「野尻町高齢者活動促進施設の設置及び管理に関する条例」の規定にある利用者に関する条項が実情と相違していた。また、指定管理業務と自主事業の区分が不明確なものが見られた。指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の設置目的が効率的に達成されるように民間事業者等のノウハウを活用するものである。その基本となる目的としては、指定管理者が、公の施設の使用許可等の法律行為を行えるようにすることや、創意工夫により運営経費を節減したり、指定管理者自身の利益を創出したりすることが挙げられる。所管課においては、指定管理者への適時適切な指導を徹底し、企業性を発揮させ、事務の適正化及び効率化に向けた改善を行われたい。また、必要ならば規程の見直しをされたい。